

◎新潟県告示第664号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量（令和8年6月新潟県告示第507号）の一部を令和8年7月29日に次の表のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年8月7日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は変更部分）

変更後			変更前		
1	くろまぐろ（小型魚）		1	くろまぐろ（小型魚）	
	知事管理区分	知事管理漁獲可能量		知事管理区分	知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ(小型魚) 漁業	<u>119.2</u> トン		新潟県くろまぐろ(小型魚) 漁業	<u>119.4</u> トン
2	くろまぐろ（大型魚）		2	くろまぐろ（大型魚）	
	知事管理区分	知事管理漁獲可能量		知事管理区分	知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ(大型魚) 漁業	<u>158.6</u> トン		新潟県くろまぐろ(大型魚) 漁業	<u>158.3</u> トン
3・4（略）			3・4（略）		